

特別養護老人ホーム有宝荘 利用料金表

(令和7年8月1日～)

(単位:円)

利用者負担段階		介護サービス費	個別機能訓練加算	看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	夜勤配置加算Ⅰ	日常生活継続支援加算	介護職員等処遇改善加算	食費	居住費	1日合計 (月単位の加算除く)	科学的介護推進体制加算 (月単位)	生産性向上推進体制加算Ⅱ (月単位)	1ヶ月 (31日) 合計
第1段階	要介護度1	589	12	4	8	13	36	93	300	0	1,055	50	10	32,763
	要介護度2	659						102			1,134			35,237
	要介護度3	732						113			1,218			37,817
	要介護度4	802						123			1,298			40,291
	要介護度5	871						132			1,376			42,729
第2段階	要介護度1	589	12	4	8	13	36	93	390	430	1,575	50	10	48,883
	要介護度2	659						102			1,654			51,357
	要介護度3	732						113			1,738			53,937
	要介護度4	802						123			1,818			56,411
	要介護度5	871						132			1,896			58,849
第3段階①	要介護度1	589	12	4	8	13	36	93	650	430	1,835	50	10	56,943
	要介護度2	659						102			1,914			59,417
	要介護度3	732						113			1,998			61,997
	要介護度4	802						123			2,078			64,471
	要介護度5	871						132			2,156			66,909
第3段階②	要介護度1	589	12	4	8	13	36	93	1,360	430	2,545	50	10	78,953
	要介護度2	659						102			2,624			81,427
	要介護度3	732						113			2,708			84,007
	要介護度4	802						123			2,788			86,481
	要介護度5	871						132			2,866			88,919
非該当	要介護度1	589	12	4	8	13	36	93	1,445	915	3,115	50	10	96,623
	要介護度2	659						102			3,194			99,097
	要介護度3	732						113			3,278			101,677
	要介護度4	802						123			3,358			104,151
	要介護度5	871						132			3,436			106,589

【加算の説明】

*1割負担の場合

加算名	金額	概要
個別機能訓練加算	12/日	機能訓練指導員により、個別機能訓練計画に基づき、機能訓練を実施した場合
看護体制加算Ⅰ	4/日	常勤の看護師を配置した場合
看護体制加算Ⅱ	8/日	基準を上回る看護職員を配置した場合
夜勤配置加算	13/日	基準を超えて夜勤職員を配置した場合
日常生活継続支援加算	36/日	認知症の高齢者等が一定割合以上入所しており、且つ介護福祉士の資格を有する職員を一定割合以上配置した場合
科学的介護推進体制加算	50/月	さまざまなケアにより記録している利用者の状態像にかんする情報について、厚生労働省が指定するデータベースに情得られるフィードバックを基に、PDCAによりケアの質を高めていく取り組みを行った場合。
初期加算	30円/日	新規入所又は30日以上入院後の再入所の場合、1日あたりの加算(最大30日間)
外泊時費用	246円/日	入院・居宅等への外泊の場合、1日あたりの費用(最大6日分) *外泊時費用は上記サービス費用等と重複は致しません。
看取り加算		医師が終末期であると判断した利用者について、看取り介護を行った場合
	72円/日	死亡日以前 31日以上、45日以内
	144円/日	死亡日以前 4日以上、30日以内
	680円/日	死亡日以前 2日又は3日
	1,280円/日	死亡日
*看取りの開始にあたっては、医師の判断のもとご家族等への説明(同意を得た)上で行います。		

【その他の費用】

費用名	金額	概要
日常生活費	実費	ティッシュ、歯ブラシ等日用品の費用
教養娯楽費	実費	クラブ活動等の材料に要した費用
物品購入代行サービス	実費	購入依頼のあった物品を購入するのに要した費用
医療費	実費	診療代、薬代等に要した費用
預り金等の管理費	1,400円/月	上記等の金銭管理を希望された場合の管理費、その他事務手続き代行費用

『介護保険制度の改定や当施設のサービス内容の変更等により、利用料は変更される場合があります』

ご不明な点は施設へお問合せ下さい(有宝荘:0957-82-8300)

【参考】

【居住費の自己負担額の基準となる、利用者負担段階について】

※介護保険負担限度認定申請
◇前提条件・・・①本人を含む世帯全員が市民税非課税であること ②配偶者（内縁、別世帯を含む）が市民税非課税であること

利用者負担段階	対 象 者	
第1段階	所得等の要件	・本人及び世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者
	預貯金等の要件	・預貯金、有価証券等の合計が1,000万円以下であること(夫婦は合計2,000万円以下)
第2段階	所得等の要件	・本人及び世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額、非課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方
	預貯金等の要件	・預貯金、有価証券等の合計が650万円以下であること(夫婦は合計1,650万円以下)
第3段階①	所得等の要件	・本人及び世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額、非課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の方
	預貯金等の要件	・預貯金、有価証券等の合計が550万円以下であること(夫婦は合計1,550万円以下)
第3段階②	所得等の要件	・本人及び世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額、非課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の方
	預貯金等の要件	・預貯金、有価証券等の合計が500万円以下であること(夫婦は合計1,500万円以下)
第4段階	上記に該当しない方(負担限度額認定証をお持ちでない方)	

【介護サービス費利用者負担の合計額が上限を超えた場合に支給される高額介護サービス費用の上限について】

※1ヵ月の高額サービス費上限額(高額サービス費適用分に関しては、市町村より直接ご本人の口座へ支給されます)

所得区分	所得区分	上限額 ※世帯合計※
第1段階	①生活保護の被保護者	①個人15,000円 ②世帯15,000円 ③世帯24,600円 個人15,000円
	②15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	
	③市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	
第2段階	○市町村民税非課税世帯で「公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額」が80万円以下	世帯24,600円 個人15,000円
第3段階	○市町村民税非課税世帯 ○24,600円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	世帯24,600円
第4段階	①市町村民税課税世帯から課税所得約380万円(年収約770万円未満)	①世帯44,400円 ②世帯93,000円 ③世帯140,100円
	②課税所得約380万円(年収約770万円)以上～同約690万円(同約1,160万円)	
	③課税所得約690万円(年収約1,160万円以上)	

<参考> 要介護3 31日間の介護サービス費用＝28,517円